#### 松阪市子育てにやさしい事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松阪市において、積極的に子どもや子育てにやさしい取組をしている 事業所を認定することで、子育てを応援する事業所を増やすとともに、認定を受けた事業 所の取組事例を広く紹介することにより、事業所による子育て支援への意欲を高め、「子 育てしやすいまち」の実現に寄与することを目的とする。

(対象)

- 第2条 松阪市子育てにやさしい事業所(以下「子育てにやさしい事業所」という。)の認 定の対象とする「事業所」とは、本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営 んでいると認められるものをいう。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める事業所を認定の対象としないものと する。
  - (1) 過去3年間に、本制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったもの
  - (2) 過去3年間に、虚偽の申告その他不正の手段により認定を受けようとしたもの
  - (3) 市税等に滞納があるもの
  - (4) 松阪市暴力団排除条例(平成 23 年松阪市条例第 2 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっているもの又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
  - (5) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他 18 歳未満の子どもに対する保育又は学校教育を主な事業とするもの
  - (6) その他子育て・子育ち支援を主な事業とするもの (認定基準)
- 第3条 子育てにやさしい事業所の認定基準は、次の各号のすべてに該当するものとする。
  - (1) 事業所の所在地が松阪市内であること。
  - (2) 次に掲げる子育て支援に積極的に取り組み、別に定める基準を満たすこと。
    - ア 子どもと一緒に利用できるサービスや設備の提供
    - イ 地域における子育て・子育ち支援
    - ウ 子育てしながら働きやすい環境づくり

(申請)

- 第 4 条 子育てにやさしい事業所の認定を受けようとする事業所は、松阪市子育てにやさ しい事業所認定(新規・更新)申請書(様式第1号)及び松阪市子育てにやさしい事業者 認定チェックシート(様式第2号)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。 (認定)
- 第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、別に定める松阪市子育てにやさし

- い事業所認定基準表により認定審査を行うものとする。
- 2 認定にあたっては、次条に定める認定審査会の意見を聴取しなければならない。
- 3 市長は、認定した子育てに優しい事業所を、次の各号に掲げる事業所認定基準における 採点数に応じて、当該各号に定める認定区分を決定するものとする。
  - (1) 14点以上 三つ星 (ゴールド)
  - (2) 10 点から 13 点まで 二つ星 (シルバー)
  - (3) 6点から9点まで 一つ星(ブロンズ)

(認定審査会)

- 第6条 子育てにやさしい事業所の認定を行うに当たり、前条の規定により、専門的見地から意見を聴取するため、松阪市子育てにやさしい事業所認定審査会(以下「認定審査会」という。)を設置する。
- 2 認定審査会は、子育て支援及び事業所活動等について知識と経験を有する者のうちから市長が依頼する 6 名以内のもの並びに総務部長、産業文化部長及び福祉事務所長をもって構成する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨 げない。
- 4 認定審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、 その職務を代理する。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 会長は、認定審査会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に参加させることができる。
- 9 認定審査会の庶務については、こども局にて行う。 (認定証の交付等)
- 第7条 市長は、認定審査の結果、子育てにやさしい事業所として認定したときは、認定した事業所の認定区分に応じて、松阪市子育てにやさしい事業所認定証(様式第5号)及び第5条第3項に規定する認定区分に応じた認定マーク(様式第6号)を交付するものとし、子育てにやさしい事業所として認定しないときは、松阪市子育てにやさしい事業者不認定通知(様式第4号)にて通知するものとする。
- 2 認定を受けた事業所は、認定区分に応じた認定マーク(様式第6号)をその事業者が発 行するパンフレット、ポスター、チラシ等に掲載することができる。
- 3 認定期間は3年間とし、更新又は変更(次条第4号を含むものに限る。)申請より再認 定を行った場合の認定期間については、更新又は変更を適用する日から3年間とする。 (認定の変更及び廃止)
- 第8条 子育てにやさしい事業所は、次に掲げる場合には、松阪市子育てにやさしい事業者 認定 (変更・廃止) 申請書 (様式第3号) を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称を変更したとき。
- (2) 事業所の住所を変更したとき。
- (3) 代表者の氏名を変更したとき。
- (4) 認定申請書に記載した実施状況や取組内容等に変更があったとき。
- (5) 合併、解散、事業の休止、廃止等の事業活動の存続に関する事項があったとき。 (認定の更新)
- 第 9 条 子育てにやさしい事業所は、認定期間の終了日までに、第 4 条の規定を準用した 更新手続きを行うことができる。

(確認調查)

- 第 10 条 市長は、事業所に対して必要と認めるときは、聴き取り調査又は現地調査を実施 し、申請内容の確認を行うことができる。
- 2 市長は、前項の聞き取り調査又は現地調査の結果、取組内容又は実施状況に大きな変更 があると認められたとき等には、認定審査会の意見を聴取することができる。

(認定の取消し)

- 第 11 条 市長は、子育てにやさしい事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。その際、認定審査会の意見を聴取することができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
  - (2) 第2条第2項の各号のいずれかに該当するとき。
  - (3) 第3条の認定基準を満たさなくなったとき。
- 2 前項の規定により認定の取り消しを受けた事業所又は第 7 条第 3 項に規定する認定期間が経過した事業所は、速やかに認定証を市長に返還するものとするとともに、パンフレット、ポスター、チラシ等への認定マーク(様式第 6 号)の掲載を中止しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により認定を取り消す場合は、松阪市子育てにやさしい事業所認定取消 通知 (様式第 7 号) にて通知するものとする。

(表彰)

第 12 条 市長は、子育てにやさしい事業所を表彰することができる。その際、認定審査会 の意見を聴取することができる。

(広報)

第 13 条 市は、子育てにやさしい事業所として認定を受けた事業所の取組事例を、市のホームページ等により広く紹介するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年11月●日から施行する。

# 松阪市子育てにやさしい事業所認定(新規・更新)申請書

年 月 日

### 松阪市長 様

松阪市子育てにやさしい事業所認定制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

請します。								
申請事項		□ 新規	見	更新				
(ふりがな)								
事業所名								
事業所の所在地	7	松阪市						
(ふりがな)								
代表者の氏名								
ホームページアド	·レ							
ス								
業種		□ 建設業 □ 製造業 □ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 情報通信業 □ 運輸業、郵便業 □ 卸売業、小売業 □ 金融業、保険業 □ 不動産業、物品賃貸業 □ 学術研究、専門・技術サービス業 □ 宿泊業、飲食サービス業 □ 生活関連サービス業、娯楽業 □ 教育、学習支援業						
		□ 生活関連リービス素、娯楽素 □ 教育、子首文援素 □ 【□ 医療、福祉 □ 複合サービス事業 □ 【□ 複合サービス事業 □ 【□ 【□ 【□ 】						
		□ 医療、価値 □ 複百ヶ ころ事業 □ サービス業(他に分類されないもの)						
		□ その他( )						
		│			うち女性			
※事業所内の人数					うち男性	人		
パート等総数		ı		うち女性	人			
※事業所内の人数			人		うち男性	人		
就業規則の有無			有	次世代育成支援対策推進法に基 口 済			□済	
			□無づく一般事業主行動計画の作成□□			口未		
【申請に関する担当	当者】							
部署等			名前					
Eメールアド	ールアド			電話番号				
レス			FAX					
【添付資料】 ※1のみ必須です								
□ 1. 取組内容がわかるもの(写真、チラシ、ポスター等)								
□ 2. 会社概要(パンフレット等)								
□ 3. 就業規則の写し □ 4. 一般事業主行動計画の写し								
□ 暴力団員が役員となっている事業者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有								

する事業者ではないことを宣誓します。

### 松阪市子育てにやさしい事業所認定チェックシート

 $%1 \sim 3$  の分野のうち、2 分野以上に該当し、取組項目の合計点が14 点以上で三つ星(ゴールド)認定、10 点から13 点で二つ星(シルバー)認定、6 点から9 点で一つ星(ブロンズ)認定となります。

取組分野			取組項目	配点	実施有
		1	松阪市赤ちゃんの駅に登録している	2	
	2	託児設備、またはキッズスペースの設置がある	1		
	子育て家庭	3	子育て家庭を対象としたイベントの開催や、開	1	
1			催の協力をしている	1	
「にやさしい	<b>(4)</b>	子どもや子育て家庭を対象とした割引やサービ	1		
			スがある	•	
		(5)	   上記以外でアピールしたい取組	1 項目	
		)		につき1	
		6	子どもの安全対策に取り組んでいる(こども	2	
		0	110 番への登録、通学時の見守りなど)		
	地域の子ども にやさしい	7	子育て支援に取り組む市民活動団体の活動支援 	2	
2			をしている		
		8	職場体験、見学に対応している	2	
		9	子どもが参加する地域の行事に協力している	1	
		10	   上記以外でアピールしたい取組	1項目	
				につき1	
		(1)	法定を上回る就業制度を作っている	2	
		(主に出産、子育てに関する部分)	_		
		12	育児介護休業法の義務規定及びその他独自の制		
			度を従業員に周知し、制度が利用できるような	1	
	従業員の		職場づくりに取り組んでいる		
3	3 ワークライフ バランス	13	過去3年間に、育児休業を取得した従業員がい	2(3)	
			る(男性の場合はさらに1点を加点)	(1)	
	にやさしい	14)	くるみん認定・トライくるみん認定を取得して	5	
			いる		
		15	みえの働き方改革推進企業認定	1	
		16	   上記以外でアピールしたい取組	1 項目 につき l	
		_	UNITED IN THE PROPERTY OF THE		
	合 計		~3の分野のうち、2分野以上に該当し、		
		かつ	つ合計点が6点以上が認定となります。		

※上記の取組を確認するため、内容がわかるものをご用意してください。

あなたの事業所で、子	
育て一番だと思う取組	
を1つ記入してくださ	
い! ※優れた取組は、	
市のホームページなどでご	
紹介させていただきます	(別紙で提出もできます)

# 松阪市子育てにやさしい事業所認定(変更・廃止)申請書

年 月 日

# 松阪市長 様

松阪市子育てにやさしい事業所認定制度実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり 申請します。

申請事項			変更		————— <b></b>	
変更・廃止理由						
変更・廃止時期		年		月	日	
変更・廃止理由 ※変更の場合は下記の該当する部分のみ記入してください						<b>ごさい</b>
(ふりがな) 事業所名	変更前					
	変更後					
事業所の所在地	変更前					
	変更後					
(ふりがな)	変更前					
代表者の氏名	変更後					
ホームページ アドレス	変更前					
	変更後					
取組内容等			具体的な取組 けしてくださ		己入し、変更	<b>見や追加する内容</b>

# 【申請に関する担当者】

部署等	名前	
Eメールアド	電話番	
レス	号	

### 松阪市子育てにやさしい事業者不認定通知

 第
 号

 年
 月

 日

様

松阪市長

令和 年 月 日付けで申請されました、松阪市子育てにやさしい事業所認定については、審査の結果、不認定となりましたので通知いたします。

不認定となった理由:

### 松阪市子育てにやさしい事業所認定証

様

松阪市子育てにやさしい事業所認定制度実施要綱第7条第1項の規定により、『松 阪市子育てにやさしい事業所』に認定します。

認定番号 第 号

認定期間 年 月 日 から

年 月 日まで



 年
 月
 日

 松阪市長
 竹
 上
 真
 人

# (様式第6号)

# 「松阪市子育てにやさしい事業所」認定マーク

認定区分:三つ星



認定区分:二つ星



認定区分:一つ星



### 松阪市子育てにやさしい事業所認定取消通知

 第
 号

 年
 月

 日

様

松阪市長

令和 年 月 日付で認定いたしました、松阪市子育てにやさしい事業所認定については、松阪市子育てにやさしい事業所認定制度実施要綱第 11 条第 1 項の規定により認定を取り消しましたので通知いたします。

取消となった理由: